

農業委員会制度・組織改革に関する意見書

政府は、6月24日に「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」を閣議決定し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂を決定した。

同プランには、規制改革会議等で検討が進められてきた農協、農業委員会、農業生産法人要件の三つの見直しが「農業の成長産業化に向けた改革」として盛り込まれたが、その内容は、農業・農村の実態を踏まえることなく、経済効率のみを追求するものである。

特に農業委員会の改革では、農業委員の選挙制度の廃止、都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し及び行政庁への建議などについて、法律に基づく業務から除外する等が盛り込まれている。現場における農業委員会組織の役割を軽視したこれらの内容は、地域の信頼の下で活動している農業委員の士気を低下させるもので、地域農業の維持・発展や農地の確保と有効利用への影響が懸念される。

よって、国においては、農業委員会の機能を最大限に発揮させ、真に農業者の所得が向上し農業・農村が活性化されるよう、次の事項について農業・農村の実態や声を踏まえて慎重に検討し、対応されるよう強く要請する。

- 1 担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消等に不可欠な存在である農業委員会組織の活動に対し、必要な予算措置等の支援策を講じること。
- 2 農業委員の選出は、地域農業に精通した者が代表となる仕組みとすること。
- 3 「農業委員会等に関する法律」に基づく市町村農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所からなるネットワーク体制を強化すること。
- 4 「意見の公表、行政庁への建議」等の機能を維持できる仕組みを講じること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月21日

徳島県議会議長 森 田 正 博